

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	非自航作業船に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 非自航の作業船 ・ 特例措置の内容 非自航の作業船の課税標準については、内航船舶（自航の作業船を含む）の課税標準の特例と同様に 1/2 とする。 	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第 349 条の 3 第 6 項 地方税法施行規則第 11 条の 3 </div>	
減収見込額	[初年度] ▲661（－） [平年度] ▲661（－） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 作業船団の維持を通じて、災害復旧、国土強靱化、老朽化対策及び港湾の国際競争力の強化等を実現する。</p> <p>（2）施策の必要性 東日本大震災の際は、全国から多数の作業船が被災地に動員され、緊急物資の搬入に必要な航路啓開作業や、その後の港湾の復旧・復興工事に従事し、港湾の災害復旧・復興において大きな役割を果たした。 こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災対策が進められているところであり、港湾の早期の啓開・復旧・運航再開のための資機材の充実を含めた災害対応力強化、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備、粘り強い構造を持つ堤防・防波堤の整備といった対策が求められている。 このような防災・減災のための施設整備に加え、安全・便利で経済的な次世代インフラの構築のための港湾施設の効率的な維持・更新等も求められているところであるが、これらの工事には作業船が必要である。 他方、モノの国際的な移動を円滑化するため、戦略港湾の強化を図ることが我が国喫緊の課題とされているところであるが、強化を図るべき国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾をはじめとする我が国の経済を支える港湾の整備には、作業船が不可欠である。 以上でみたように、作業船は、港湾における災害復旧、防災・減災等の国土強靱化及び老朽化対策並びに港湾の国際競争力の強化の基礎となるものであるが、その取得費用や維持費用の高さから、徐々にその隻数が減少している。特に、非自航の作業船については、自航の作業船に比べ、税負担が大きく、非常災害時における対応能力の維持が困難となっているため、本特例措置により非自航の作業船を保有しやすい環境を整備することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価体系における当該要望措置の位置付け】</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る</p> <p>○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日施行）（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 7 条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。 <p>○国土強靱化施策大綱（平成 25 年 12 月 17 日国土強靱化推進本部決定）（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの交通基盤が早期に啓開、復旧できるよう、人材、資機材の充実を含めて災害対応力を強化する。また、様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との連携体制強化を図る <p>○「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ戦略港湾・・・等の国際競争力を強化するインフラの整備・活用を推進する ・これまでの取組に続き、インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016 年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。 <p>○海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日閣議決定）（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波が天端を越流した場合であっても、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防・防波堤等の整備を推進する。 				
	政策の達成目標	大規模災害発生時後の航路啓開を主要な港湾で迅速に完了することが可能な非自航作業船を確保する。				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>大規模災害発生時後の航路啓開を主要な港湾で迅速に完了することが可能な非自航作業船を確保する。</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久	同上の期間中の達成目標	大規模災害発生時後の航路啓開を主要な港湾で迅速に完了することが可能な非自航作業船を確保する。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久				
同上の期間中の達成目標	大規模災害発生時後の航路啓開を主要な港湾で迅速に完了することが可能な非自航作業船を確保する。					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	約 3,000 隻				
	ページ	3—2				

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、非自航作業船の保有コストを引き下げられることから、非自航作業船の確保につながるものであり、有効性が認められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置(所得税・法人税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自航作業船については、固定資産税の軽減措置が図られていることから、非自航船についても同様の措置を講じることが公平性の観点から必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—